

## 和光市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）及び概要

### 1 和光市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、和光市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

（区域の規模）

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 2 和光市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）の概要

#### (1) 制定理由

生産緑地法の一部改正に伴い、同法第3条第2項の規定に基づき、同法第3条第1項第2号の規定（500㎡以上）にかかわらず、市が条例で生産緑地地区の区域の規模に関する条件を政令で定める基準に従い定めることができることから、一部解除の際の意に沿わない道連れ解除を最小限にするため、新たに生産緑地地区の区域の規模を定める条例を制定するものです。

#### (2) 制定内容

生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）第3条の規定（300㎡以上500㎡未満）に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する基準を最小値の300㎡以上と規定します。

#### (3) 根拠法令 生産緑地法及び生産緑地法施行令 生産緑地法第3条第1項及び第2項（抜粋）

（生産緑地地区に関する都市計画）

第3条 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

(1) (略)

(2) 500平方メートル以上の規模の区域であること。

(3) (略)

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第2号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

#### 生産緑地法施行令第3条（抜粋）

（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）

第3条 法第3条第2項の政令で定める基準は、300平方メートル以上500平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。